

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集 の結果について

令和5年11月10日
法 務 省 保 護 局

令和5年8月23日（水）から令和5年9月21日（木）まで、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集を実施したところ、計2件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました御意見と、それに対する回答について、別紙のとおり取りまとめました。

【別紙】

番号	御意見の概要	回答
1	第4条第2項の「みなす」は「みなす。」の誤記ではないか。	御意見を踏まえて、第四条第二項の末尾に句点を追加しました。
2	本案に賛同する。第4条第1項に「特定の犯罪的傾向の改善のための援助」の追加のほか3事項を追加する所要の改正は的を射たもので妥当である。 特定の犯罪的傾向の判断は難しいが、対象者の犯罪資料が参考になると考えられる。最近では、特殊詐欺事件が多発しているが、この種事件は射幸事犯と似た特徴があり、再犯性が高いのではないかと推測される。従って、この種犯罪の増加を防止するためには厳罰は勿論だが処遇に当たっては「特定の犯罪的傾向」にあるものとしてその改善の援助をする必要があるものとして意を用い更生を図るべきと考える。 上記の罪種に捉われずに、同種の犯罪を繰り返す場合は特定の犯罪的傾向として、処遇の改善を援助するという考え方もある。このような犯罪は俗にいう「万引」がある。万引は窃盗罪であり、繰り返す傾向が強い犯罪類型である。 異種類の犯罪を繰り返す場合も「特定の犯罪類型」に準じて取り扱うことでよいと思うが、この場合は対象者の基礎的遵法精神の改善から始める必要があり、その改善は時間と根気が必要である。保	本案に賛同の御意見として承ります。 御意見は今後の参考とさせていただきます。

	護観察所の保護観察官をはじめ、 民間の更生保護関係団体及び保護 司各位の活躍と相互連携に期待す る。	
--	---	--